「道の駅したら」テナント募集要項

１．募集の趣旨

　道の駅したらは、本町への来訪者が快適に休憩できる場所を提供するとともに、道路情報、周辺観光情報、地域の特産品情報、イベント情報などを提供することで設楽町を内外にPRし、町内の活性化を目指す施設として存在しています。

　こうした目的で設置された道の駅したらに訪れた方へ、町内の農産物や地域特産品の販売並びに地元食材をふんだんに用いた食事の提供やここでしかできない体験を提供し、道の駅の知名度向上や設楽町を訪れる方を惹きつける魅力を発信できる事業者を募集します。

２．施設の概要

（１）名　　称　　道の駅したら
・１階　物販エリア・食堂エリア
・２階　体験エリア

（２）所 在 地　　愛知県北設楽郡設楽町清崎字中田１７－７
※国道257号沿／ファミリーマート設楽町清崎店隣

（３）施設構成　　道の駅と奥三河郷土館が併設しています。なお、奥三河郷土館は設楽町教育委員会が管理運営しています。
［道の駅の施設構成］　※別添図面を参照ください。
１階：トイレ、休憩ホール、情報案内コーナー、物販コーナー、食堂、調理室、バックヤード、従業員用トイレ、倉庫、プロパン室
２階：みんなのリビング、（一社）設楽町観光協会事務室、体験エリア、テラス、内階段、トイレ

（４）構　　造　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・一部木造）地上２階建

（５）面　　積　　建築面積565㎡／延床面積911㎡（※道の駅分）
１階テナント面積：379㎡　　　２階テナント面積：107㎡

（６）駐 車 場　　普通車４０台（EV２台含む）、大型車４台、二輪９台、自転車１０台

（７）事業主体　　設楽町

（８）開　　業　　令和３年５月

（９）営業時間　　協議の上で決定します。
定 休 日　　協議の上で決定します。

３．応募者の資格

応募者は、以下の要件を全て満たすこととします。なお、法人、個人は問いません。

（１）設楽町内に本社、又は営業所がある事業者及び居住若しくは、活動拠点を有する個人、法人であること。

（２）道の駅が地域に果たす役割を理解し、地域産業活性化に積極的であること。特に物販では地元農産物及び地域特産品の販売を行うこと。さらにレストランでは地元食材をふんだんに使用した食事の提供ができること。

（３）道の駅周辺の店舗と協力的であること。

（４）公租公課を完納していること。

（５）本施設のテナントにおいて製造や販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。

（６）過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことが無いこと。

（７）会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続き開始の申し立てをしていない者、または申し立てをされていない者であること。

（８）民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。

（９）暴力団体関係組織、またはその他反社会的な暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

(10) 町内商工会、（一社）設楽町観光協会の会員であること。会員でない場合はテナント事業者として決定してから必ず加入すること。

４．募集要件

【１階テナントエリア】

（１）１階テナントエリアは、１事業者を募集する。

（２）レストラン、物販スペースのレイアウト、内装は現状のとおり。ただし変更する場合は設楽町との協議が必要となる。

（３）テナントスペースで使用する什器及び調理器具は出店者の負担による購入及び所有とし、購入品は退去時に引き取ること。※現在設置してある町の備品はそのまま使用しても良い。

（４）厨房機器は、現在あるものを使用する。ただし新たに設置する場合は設楽町と協議の上、出店者の負担により設置する。

（５）物販エリアで販売する商品や食事エリアで提供する飲食物については、可能な限り地元農産物や地域特産品を販売し、地元食材をふんだんに使用した食事の提供をし、地場産食材のＰＲを行うこと。また、町内で農業を営み、その農作

物を常時、道の駅での販売や食事提供ができることが望ましい。
（６）設楽町内事業者が提供する産品及び商品をテナントで積極的に販売活用すること。

【２階テナントエリア】
（１）２階テナントエリアは、１事業者を募集する。ただし、２階テナントエリアは、内閣府の構造改革特別区域「設楽のドうまいコメで酒づくり体験区」と認定されているため、酒づくり体験を実施できる事業者に限る。
（２）体験スペースで使用するすべての機械機器等は、出店者の負担による購入及び所有とし、購入品は退去時に引き取ること。※現在設置してある町の備品はそのまま使用しても良い。

【テナントエリア共通要件】
（１）テナントを営業するために必要な清掃、保守、人件費などに関するものは出店者の負担とする。また、テナント施設内の修繕等については、設楽町と協議の上、出店者の負担により修繕する。
（２）サインの設置や販売に係るポップ作成など営業広告等に関する費用は出店者の負担とする。
（３）地元産品と共に、将来的には地元食材の新しい可能性を引き出せるような商品の提供に努める。

５．契約条件
（１）契約相手　　　設　楽　町

（２）契約形態　　　定期借家契約

（３）契約期間　　　５年間（令和８年４月１日から令和１３年３月３１日）

（４）テナント面積　１階　３７９．４７㎡
　　　　　　　　　　２階　１０７．６３㎡

（５）賃　　料　　　１階　月額６３，３００円（税込）
　　　　　　　　　　２階　月額１５，０００円（税込）

（６）諸費負担　　下記費用を負担していただきます。
①光熱水費（電気料、水道料、ガス代）

※電気料、水道料、ガス代についてはテナント用のメーターによる。

②通信費・インターネット使用料

③合併処理浄化槽清掃費用の一部

（1階 月額４８，６００円 ・ 2階 月額５，４００円）

④店舗の清掃、害虫駆除及び生ごみ・廃棄物処理に関する費用

⑤什器、調理器具等テナントで使用する物品の修繕費用

⑥テナントの機械設備の保守点検及び管理に要する費用

※施設全体を賄う機械設備は設楽町が負担します。

⑦その他

扉鍵等の錠前交換、電球、蛍光灯、ブラインド、造作設備の取替え、内装変更（あらかじめ設楽町の承諾を得る）等

（７）その他共通事項

①出店者及びその従業員には、その販売・営業等に係る関係諸法令等及び政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全て行うこと。

②契約者の直営とする。

③従業員、パート職員等は可能な限り設楽町在住者を雇用すること。

④本要項を遵守できない者、または賃料等の滞納があった場合は無条件で契約を解除し、指定する期日までに退去すること。

⑤トイレや駐車場等共通使用施設の詳細については、契約後に設楽町との協議で決定する。

⑥出店者の責に帰する事由により、建物やテナント内装及び備品等を汚損、破損した場合は出店者側の負担により原状に回復すること。

⑦出店するテナントの名称については、必要に応じて設楽町と協議すること。

⑧その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、設楽町と出店者の協議により定める。

６．応募方法

下記に定める応募書類を設楽町ホームページよりダウンロードし、持参又は郵送により期限内に提出してください。なお、提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、本出店者(テナント) 選定以外の目的には一切使用しません。

（１）応募書類

ａ．誓約書（様式１）

ｂ．出店申込書（様式２）

c．会社(店)概要書（様式３）

※収支決算等直近３年間の事業実績が分かる決算書を添付してください。新規に会社等を設立して応募される場合は、資金等経営計画が具体的にわかる書類を添付してください。(様式は任意)

d．出店事業計画書（様式４）

e．営業方針等（様式５）

f．配置図（様式６）

g．法人登記事項証明書（個人の場合は住民票）

h．印鑑証明書

i．法人税、住民税および固定資産税の納税証明書

（２）応募期間

令和７年１２月１日（月）～令和７年１２月２２日（月）

※郵送の場合は当日消印有効

（３）提出先及び問い合わせ先

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前１４番地

設楽町役場産業課 商工観光担当　伊藤

電話：0536-62-0527　FAX：0536-62-1332

E-mail:sangyo@town.shitara.lg.jp

７．選定方法

（１）スケジュール

令和７年１２月　１日（月）	募集開始・募集要項公表・募集要項に関する質問受付開始
１２月２２日（月）	応募締切 ※第１次審査（書類審査）を実施し、１２月２４日（水）までに、結果を通知します。
１２月２６日（金）	プレゼンテーション／候補順位決定 ※会場等詳細は第１次審査合格者に通知します。 ※申込者が１者の場合第１次書類審査のみとする。
令和８年１月　６日（火）	選定結果通知　第１候補事業者との協議開始 ※協議不調の場合は得点の高い順に協議します。
１月１６日（金）	テナント事業者決定 ※テナント事業者と仮契約締結。開業へ向けて準備を開始してください。

令和８年４月１日（水）道の駅したらテナント業務協定書締結

（２）結果の公表

応募者全てに合否を通知すると共に、選定された出店者はホームページにて公表します。

（３）選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、出店者の選定を取り消します。

①応募書類の内容に虚偽の記載があった場合

②応募者の参加資格を満たさなくなった場合

③その他出店者として不適格な事項が認められた場合

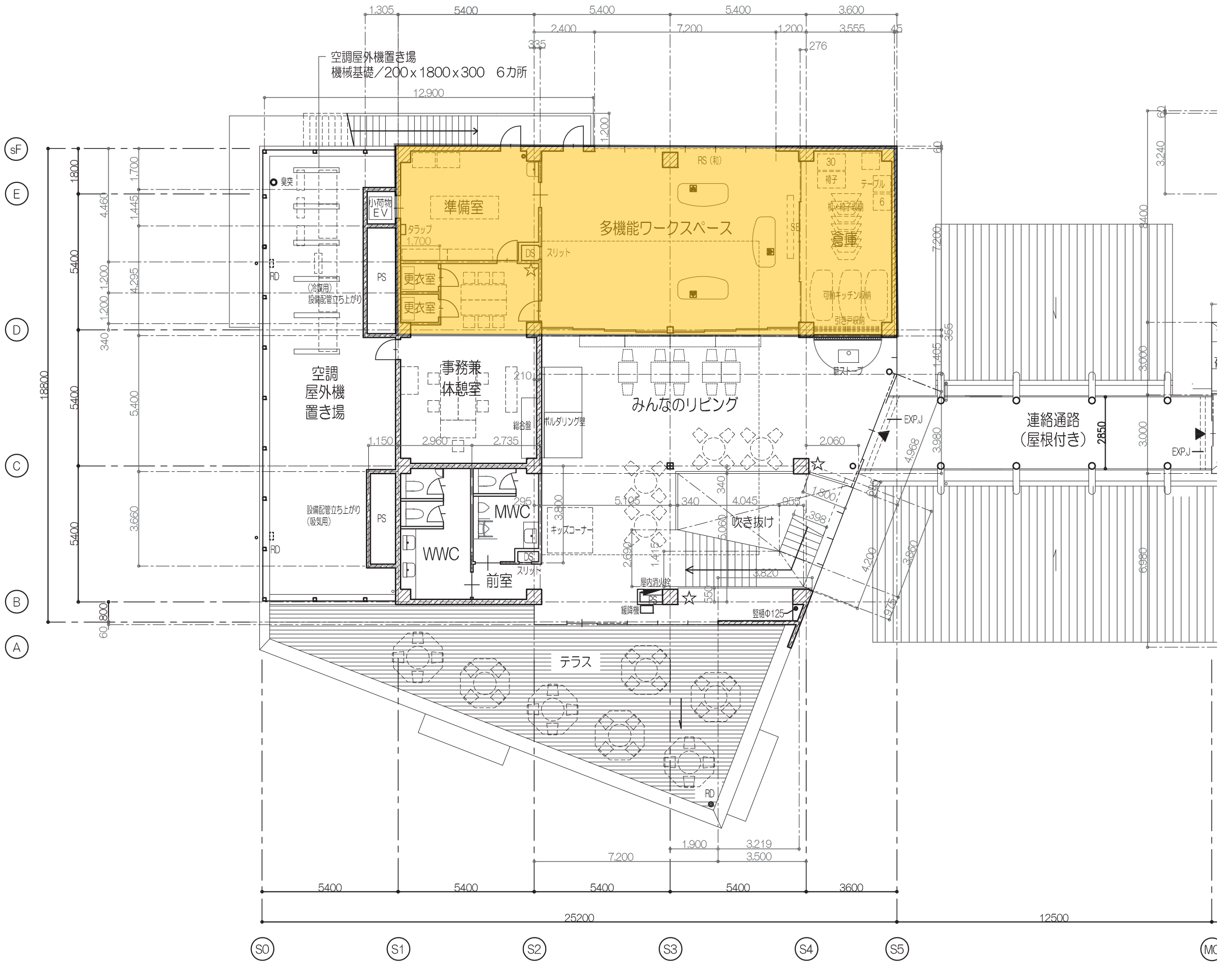

道の駅　２階平面図

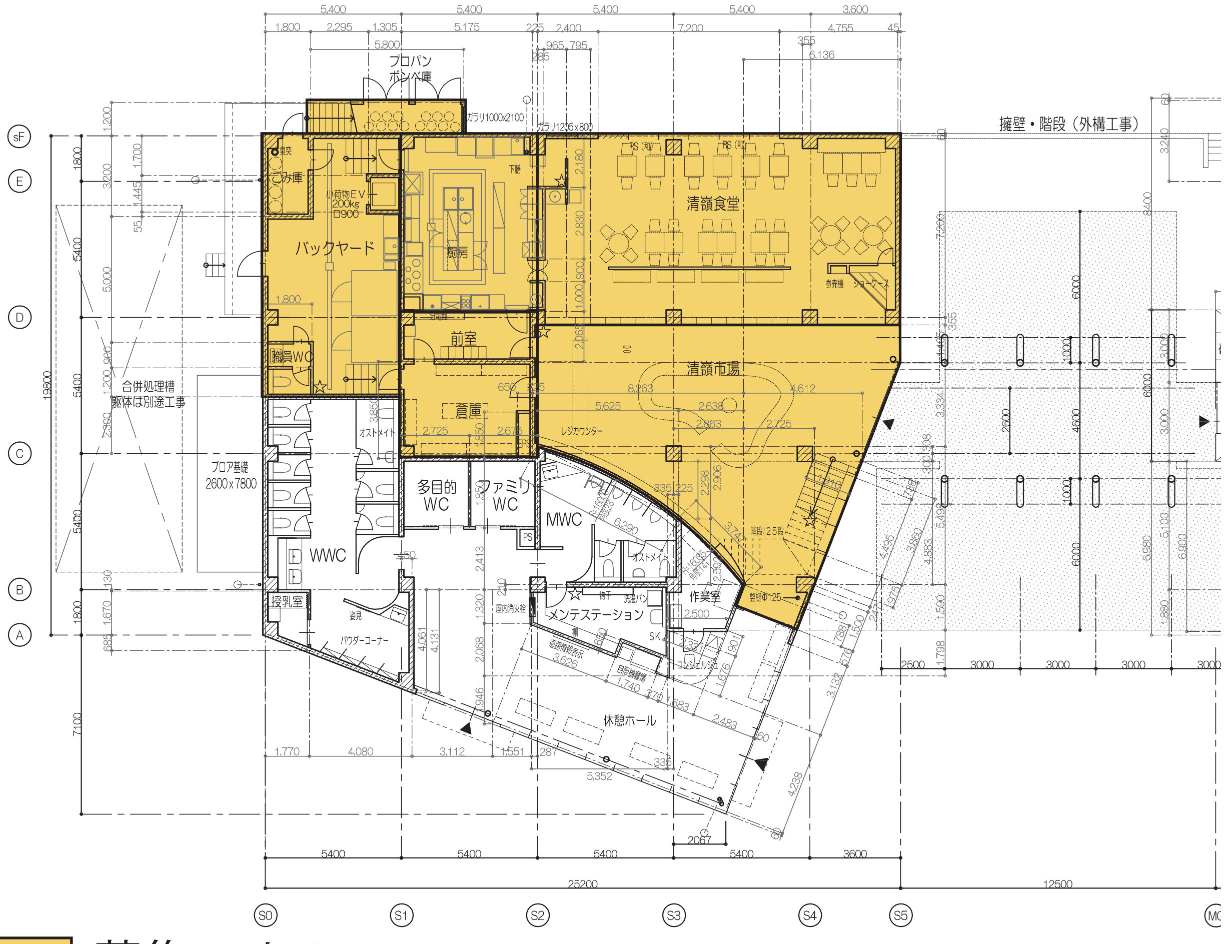

道の駅　１階平面図

募集エリア